

マッサージサービスを受けられます

【期間】 10月15日(水)～12月12日(金)

【場所】 指定治療院または訪問治療

【対象】 市内在住の70歳以上の方(昭和19年9月1日以前に生まれた方)

【定員】 先着100人

【申込み】 9月19日(金)～25日(木)の間に市役所1階9番

介護福祉課高齢福祉係の窓口または電話でお申し込みください。



10月11日(土)までにマッサージ券を送付します。

※マッサージ師については、申込受付時にご案内します。

【問合せ】 介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751

介護サポーター活動ポイントの認証を開始します

介護サポーター活動の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの活動ポイントの認証を、10月1日(水)から開始します。

介護サポーターの登録申請をされている方は介護サポーター手帳を持参し、ポイントの認証を受けてください。その際に、新しい手帳の交付と介護サポーター交付金の手続きをご案内します。

※介護サポーター活動ポイントは認証を受けないと失効しますのでご注意ください

【対象】 介護サポーター登録をしている方

【申込み】 市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係の窓口へお越しください。※印鑑を持参してください。

【問合せ】 介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751

基本チェックリストで介護予防を!

4月1日現在、65歳以上75歳未満の方へ、10月上旬に基本チェックリストを送付します。

基本チェックリストとは、日常生活や健康状態などに関する質問項目に「はい」「いいえ」で答えていただくものです。

送付した基本チェックリストに回答し、返信用封筒で介護福祉課高齢福祉係へ返送してください。回答していたいただいた方には、後日、結果アドバイス表をお送りします。



昨年度ご回答いただいた方には、アドバイス表に経年結果も表示します。

また、介護予防の取り組みが必要と思われる方にはあわせて、介護予防教室のご案内をします。

【対象】 4月1日現在、市内在住の65歳以上の方で、介護保険要介護認定で、要支援または要介護の認定を受けていない方

【問合せ】 介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751

介護予防と生きがいのある生活を支援します

市では、おおむね65歳以上の高齢者の皆さんが介護を受けるような状態にならないよう、「介護予防」や「生活支援」等の介護保険以外のサービスを行っています。また、在宅介護支援センターに委託し、市内の高齢者の方の生活状況を把握するために、センター職員が訪問しています。在宅介護支援センターは、介護予防・生活支援にかかる各種サービスなどの相談や申請代行のほか、民生委員などと連携をとり、高齢者の見守り活動をしています。訪問された際は、お気軽にご相談ください。

・在宅介護支援センター加美

【場所】 福生 3244-10 特別養護老人ホーム第2サンシャインビル内 ☎553・3720

・在宅介護支援センター武蔵野

【場所】 福生 2300-4 特別養護老人ホームヨコタホーム内 ☎553・6695

・在宅介護支援センター南田園

【場所】 南田園 2-9-1 グリーンシティ南田園 103 ☎539・0007

●二次予防事業対象者向け介護予防教室

アンケート方式で実施する基本チェックリストの結果により選定する二次予防事業対象者(要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者)に、筋力向上トレーニング教室、お口と食のはつらつ教室、脳と体のいきいき教室を実施します。対象者には市・地域包括支援センターからご連絡します。

●一般高齢者向け介護予防教室

介護保険要介護認定の「要支援」「要介護」に該当しない方の介護予防を目的とした筋力向上トレーニング教室、脳と体のいきいき教室、お口と食のはつらつ教室を行います(教室開催時に広報ふっさでお知らせします)。

●介護予防フォローアップ事業

柔道整復師の指導による個人の身体状況などに応じた機能訓練を行います(事業開催時に広報ふっさでお知らせします)。

●生きがい活動支援デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者の健康増進、趣味活動等、介護予防や生きがいづくりを行います。

【費用負担】 基本サービス1回180円(市民税非課税・生活保護の方は無料)、食事サービス1食350円(おやつを提供する場合は450円)

●生活支援ショートステイサービス事業

短期間の宿泊により日常生活に対する指導や支援を行います。

【費用負担】 1日800円(生活保護の方は無料) 食事代・送迎費等は別途

●配食サービス事業

在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、毎週水・金曜日にボランティアが昼食をお届けし、安否の確認も行います。

【費用負担】 1食350円

●生活支援ホームヘルプサービス事業

退院直後など、一時的に体調を崩し、自立生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事の援助を行います。

【費用負担】 1時間140円(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●緊急通報システム事業

慢性疾患がある等、常時注意が必要な一人暮らしの高齢者等が、家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、高齢者の安全を確保します。

【費用負担】 設置費等の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●火災安全システム事業

慢性疾患等心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な一人暮らし

の高齢者等に、家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を給付または貸与します。

火災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報し、火災に対する迅速な消火活動で高齢者の救助を行います。

【費用負担】 設置費等の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症高齢者が徘徊した場合に、身につけている端末機を利用した位置情報サービスを活用し、居場所を速やかに確認し、事故防止を図ります。

【費用負担】 要した費用の1割(月額172円)

●自立支援日常生活用具給付事業

シルバーカー等の日常生活用具を給付し、自立した生活の継続を図ります。

【費用負担】 要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●自立支援住宅改修給付事業

手すりの取り付け等が必要と認められる方に対し給付します。

【費用負担】 要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

●老人用杖給付事業

所得税が非課税の世帯で、歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給し歩行の安定を図ります。

●寝具乾燥事業

心身・精神上の障害のために寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、毎月第三木曜日に寝具乾燥車を派遣し、寝具を乾燥します。

●訪問理美容サービス事業

心身の障害や傷病により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者(要介護3以上)に対して、ご自宅に理髪店や美容院が訪問して理容または美容を行います。

【費用負担】 1回400円

●家族介護慰労助成事業

高齢者を介護している家族に対し、慰労金を助成します。

【対象】 介護保険要介護認定で要介護4または5の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している家族(要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護4または5に相当する方を介護している家族) 【慰労金】 100,000円

●おむつ等の助成

寝たきりまたはそれに準ずる(認知症も含む)状態が継続すると認められ、現におむつを必要とし、かつ介護保険法に規定する要介護3以上の認定を受けている方などへおむつ等を助成します(生活保護の方は除く)。

●老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業

老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。

●居住支援特別対策事業

高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、民間賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯に対し、居住支援特別給付金を支給します。

【給付額】 月額5,000円

●救急医療情報キット配布事業

救急車を呼ぶような緊急事態に備え、医療情報を記入した用紙を保管する容器を配布します。

●介護サポーター事業

介護サポーターとして登録申請し、市内の福祉施設で介護サポーター活動をして集めたポイント数によって、翌年度最大5,000円の交付金が受けられます。※詳しい内容についてはお問い合わせください。

【問合せ】 介護福祉課高齢福祉係(地域包括支援センター) ☎551・1751